

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 新旧対照表

(許可の要件) (抜粋)

第3条 規則第5条第1項における、汚水の排水設備を雨水管渠の取付管その他の排水施設（以下「雨水管等」という。）に接続させても支障がないと市長が認めたときとは、次の要件をすべて満たすときとする。

(1) 規則第7条第1項第1号及び第2号に該当し、前条で定める許可対象下水が、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する項目のうち、この要領に定める水質基準一覧表に該当する水質基準（以下「水質基準」という。）を超えないこと。

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領（現行）	排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） 第10条第1項ただし書及び横浜市下水道条例（昭和48年6月条例第37号。以下「条例」という。）第3条第1項第2号ただし書に規定する許可事務の取扱いに当たって必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この要領は、横浜市下水道条例（昭和48年6月条例第37号。以下「条例」という。）第3条第1項第2号ただし書に規定する許可事務の取扱いに当たって必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p>(監督処分)</p> <p>第8条 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、許可に係る条件を満たさないことが認められるときは、法第38条の規定に基づき許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることができる。このとき、許可を取り消された下水について、再度許可申請を行う際は、許可が取り消された日から起算して1年以上が経過していなければならない。</p>	<p>(監督処分)</p> <p>第8条 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、許可に係る条件を満たさないことが認められるときは、<u>下水道法（昭和33年法律第79号）</u>第38条の規定に基づき許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることができる。このとき、許可を取り消された下水について、再度許可申請を行う際は、許可が取り消された日から起算して1年以上が経過していなければならない。</p>
<p>(変更の届出)</p> <p>第9条 当該下水について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に報告し確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 種類 (2) 処理方法 (3) 排除量</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第9条 当該下水について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、<u>あらかじめその旨を届け出、市長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(6) 種類 (7) 処理方法 (8) 排除量</p>

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 新旧対照表

<p>(4) 排水の系統及び箇所 (5) 排出先 2 当該下水について、次に掲げる事項を変更したときは、その旨を遅滞なく市長に報告しなければならない。 (1) 住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名) (2) 工場又は事業場の名称 (3) 公害防止管理者又は除害施設等管理責任者</p>	<p>(9) 排水の系統及び箇所 (10) 排出先 2 当該下水について、次に掲げる事項を変更したときは、その旨を遅滞なく市長に<u>届け出なければならない。</u> (4) 住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名) (5) 工場又は事業場の名称 (6) 公害防止管理者又は除害施設等管理責任者</p>
<p>(地位の承継) 第10条 許可を受けた者から当該許可に係る事業場、事業所等を譲り受け、引き続き使用する者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 2 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 3 前号の規定により許可を受けた者の地位を承継した者はその旨を遅滞なく市長に報告する。</p>	<p>(地位の承継) 第10条 許可を受けた者から当該許可に係る事業場、事業所等を譲り受け、引き続き使用する者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 2 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 3 前号の規定により許可を受けた者の地位を承継した者はその旨を遅滞なく市長に<u>届け出なければならない。</u></p>
<p>(休止又は廃止の届出) 第11条 許可を受けた者は、許可の期間内に当該許可に係る事業場、事業所等の使用を休止、又は廃止したときは、その旨を遅滞なく市長に報告する。</p>	<p>(休止又は廃止の届出) 第11条 許可を受けた者は、許可の期間内に当該許可に係る事業場、事業所等の使用を休止、又は廃止したときは、その旨を遅滞なく市長に<u>届け出なければならない。</u></p>
<p>(委任) 第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境創造局長が定める。また、許可に関する事務は、環境創造局管路保全課において行い、許可を受けた下水の水質についての指導は、環境創造局環境保全部が行う。</p>	<p>(委任) 第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境創造局長が定める。また、許可に関する事務は、環境創造局管路保全課において行い、許可を受けた下水の水質についての指導は、<u>環境創造局水・土壌環境課</u>が行う。</p>

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領 新旧対照表

＜水質基準一覧表＞				＜水質基準一覧表＞					
水質項目		水質基準の数値		水質項目		水質基準の数値			
水素イオン濃度(pH)			5.8以上8.6以下	水素イオン濃度(pH)			5.8以上8.6以下		
大腸菌群数		最大	3000個/cm ³	大腸菌群数		最大	3000個/cm ³		
生物化学的酸素要求量(BOD)		最大	※計画放流水質	生物化学的酸素要求量(BOD)		最大	※計画放流水質		
化学的酸素要求量(COD)		最大	25mg/l ^{リットル}	化学的酸素要求量(COD)		最大	25mg/l ^{リットル}		
浮遊物質(SS)		最大	40mg/l ^{リットル}	浮遊物質(SS)		最大	40mg/l ^{リットル}		
窒素含有量(T-N)		最大	※計画放流水質	窒素含有量(T-N)		最大	※計画放流水質		
燐含有量(T-P)		最大		燐含有量(T-P)		最大			
※ 計画放流水質				※ 計画放流水質					
	東京湾流域		境川等流域			東京湾流域		境川等流域	
	当面	将来	当面	将来		東京湾流域		境川等流域	
BOD(mg/l)	15	15	15	15	<u>BOD(mg/l)</u>	<u>15</u>	<u>15</u>		
T-N(mg/l)	20	16	—	20	<u>T-N(mg/l)</u>	<u>20</u>	<u>—</u>		
T-P(mg/l)	2	1.4	3	3	<u>T-P(mg/l)</u>	<u>2</u>	<u>—</u>		